

## ○公立大学法人長野大学情報セキュリティ対策基本方針

令和8年2月25日

### (目的)

第1条 公立大学法人長野大学（以下「本法人」という。）は、本法人の目的並びに基本理念の実現を目的とし、本法人で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

### (方針)

第2条 前条の目的を達するため、本法人は、別に定める対策基本規程及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) 規程・実施手順等の整備
- (7) 関連する法令の遵守
- (8) 学問の自由・言論の自由・通信の秘密の確保、プライバシーの保護等
- (9) (1)～(8)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

### (義務)

第3条 本法人の情報及び本法人で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

### (罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、次2項に則って行うほか、その他の規程に定めるところによる。

- 2 職員等の処分については、就業規則等の定めるところによる。
- 3 学生の処分については、長野大学学則（平成29年則第1号）及び長野大学大学院学則（令和3年則第1号）の定めるところによる。

### (本方針の改廃)

第5条 本方針を改廃しようとするときは、理事長が理事会に提案し、その議決を得るものとする。

### 附 則

本方針は、令和8年2月25日から施行する。